

液状副産窒素肥料

(1) 改正の経緯

液体副産窒素肥料については、「非鉄金属製造業又は化学工業において副産されたもの」を原料として製造され、液体肥料として施用される窒素質肥料とされてきました。

今般、「食品工業において副産されたもの」を原料として製造され、液状肥料として施用される窒素質肥料について、肥効及び植物等に対する安全性が確認されたことから、当該肥料を追加する公定規格の改正を行いました。

(2) 改正の概要

「液体副産窒素肥料」の原料として、「食品工業において副産されたもの」を追加し、その他の制限事項に「牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。」及び「牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。」を追加するとともに、当該肥料の種類の名称を「液状副産窒素肥料」とする変更を行います。

一 窒素質肥料

(2) 登録の有効期間が3年であるもの。

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
液状副産窒素肥料 (食品工業、非鉄金属製造業又は化学工業において副産されたものをいう。)	一 窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量のいずれか一について 5.0 二1 アンモニア性窒素を保証するものにあつては アンモニア性窒素 1.0 2 硝酸性窒素を保証するものにあつては 硝酸性窒素 1.0	窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量の含有率 1.0%につき 硫青酸化物 0.01 ひ素 0.004 亜硝酸 0.04 ビウレット性窒素 0.02 スルファミン酸 0.01	一 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 二 <u>牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</u> 三 <u>牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</u>

(3) 施行時期

平成 30 年 2 月 22 日